

○復興庁令第二号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二第一項、第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項、第十七条の四第一項、第十七条の十六第一項、第二十条第一項及び第四項、第三十三条の二第一項並びに第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げていないものはこれを加える。

改正後	改正前
<p>(生活環境整備事業の実施の方法)</p> <p>第二条 法第十七条第一項又は第十七条の十六第一項の要請をしようとする者は、別記様式第一の一による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。次項において同じ。）でない者が前項の要請をしようとするときは、当該要請に係る施設が所在する市町村の長を</p>	<p>(生活環境整備事業の実施の方法)</p> <p>第二条 法第十七条第一項の要請をしようとする者は、別記様式第一による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。第四項において同じ。）でない者が前項の要請をしようとするときは、当該要請に係る施設が所在する市町村の長</p>

經由するものとする。

3 内閣総理大臣は、生活環境整備事業（法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。）の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に対し協力を求めることができる。

4 「略」

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請）

第二条の二 法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一の二

を經由するものとする。

3 内閣総理大臣は、生活環境整備事業（法第十七条に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。）の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に対し協力を求めることができる。

4 「同上」

「条を加える。」

による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 特定復興再生拠点区域（法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定復興再生拠点区域を表示した付近見取図

二 特定復興再生拠点区域が法第十七条の二第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであることを示す書類

-
- 三 特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。）の工程表及びその内容を説明した文書
 - 四 法第十七条の二第三項の規定により特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載している場合にあつては、同条第四項に規定する同意を得たことを証する書類
 - 五 法第十七条の二第五項の規定による福島県知事との協議の結果
 - 六 法第十七条の四第一項の提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画についての法第十七条の二第一項の規定による認定の申請をす
-

る場合にあつては、当該提案の概要

七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認

定の申請)

第二条の三 特定避難指示区域市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第一の三による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更さ

「条を加える。」

れるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二条の四 法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再

「条を加える。」

生拠点区域復興再生計画をいう。次号において

同じ。)に記載された事項の実施期間に影響を

与えない場合における当該認定特定復興再生拠

点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、認定特定復興再

生拠点区域復興再生計画の実施に支障がないと

内閣総理大臣が認める変更

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の

提案)

第二条の五 法第十七条の四第一項の規定により特

定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更

の提案を行おうとする帰還環境整備推進法人(法

第四十八条の十四第一項の規定により指定する帰

「条を加える。」

環境整備推進法人をいう。第八条の二において同じ。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、特定避難指示区域市町村の長に提出しなければならない。

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条 法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

一 「略」

二 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域をいう。）の地域経済

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条 法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

一 「同上」

二 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業

の活性化に資する事業

三・四 「略」

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請)

第四条 法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人(以下この項及び次項において「申請者」という。)は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

三・四 「同上」

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請)

第四条 法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人(以下この項及び次項において「申請者」という。)は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一〇四 「略」

イ 避難指示（法第四条第四号に規定する避難指示をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）であつて法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していたことを証明する書類

ロ 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されている避難解除等区域復興再生推進事業（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の用に供

一〇四 「同上」

イ 避難指示（法第四条第四号に規定する避難指示をいう。次項及び第四項において同じ。）であつて法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していたことを証明する書類

ロ 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されている避難解除等区域復興再生推進事業（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。）の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は

する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この号において「施設の新設等」という。）に関する次に掲げる事項の内容が確認できるもの

(1) 施設の新設等をする予定地（以下この条及び次条第三項において「事業予定地」という。）

(2) 施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の総額及び積立期間

五 前四号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2・3 「略」

4| 認定事業者（法第二十条第四項に規定する認定

修繕（以下この号において「施設の新設等」という。）に関する次に掲げる事項の内容が確認できるもの

(1) 施設の新設等をする予定地（次項及び第四項において「事業予定地」という。）

(2) 施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の総額及び積立期間

五 前四号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2・3 「同上」

「項を加える。」

事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である法人について合併又は分割があつたときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいい、同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において同じ。）に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を承継した法人に係る前項の実施期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間とする。

5 | 「略」

6 | 認定事業者について相続、合併又は分割があつたときは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の相続人又は当該事業の全部を承継した法人（避難指示であつて法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事務所が所在していた者に限る。）に係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、相続、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に基づく積立

4 | 「同上」

「項を加える。」

金の積立期間とする。

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請)

第五条 「略」

2 | 認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業を実施した後であっても、前項の申請において前条第三項に規定する実施期間に変更があった場合には、同項に規定する実施期間を、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。

3 | 認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って積立金を積み立てた後で

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請)

第五条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

あつても、第一項の申請において前条第一項第四号ロ(2)に規定する積立金の積立期間に変更があつた場合には、同号ロ(2)に規定する積立金の積立期間を、当該積立期間の初日から起算して三年を超えない範囲内で変更することができる。ただし、その末日は事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して五年を経過する日以前とするものとする。

(帰還環境整備事業計画の作成等の提案)

第八条の二 法第三十三条の二第一項の規定により帰還環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行うおうとする帰還環境整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還環境

「条を加える。」

整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村（法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村をいう。）の長に提出しなければならない。

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条 「略」

2 確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等（法第十八条第

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条 「同上」

2 確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をい

二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。第四項及び第五項において同じ。）となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

う。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

4・5 「略」

6 前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

(法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十四条 「略」

2 第十二条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第四」

4・5 「同上」

6 前条第五項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。

(法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十四条 「同上」

2 第五条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別

とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

(産業復興再生計画の認定の申請)

第二十条 福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一～三 「略」

四 法第六十二条第一項において読み替えて準用

記様式第六」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

(産業復興再生計画の認定の申請)

第二十条 福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一～三 「同上」

四 法第六十二条第一項において読み替えて準用

する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 「略」

(法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二十二條 法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画（法第六十一条第九項の規定により

する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 「同上」

(法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二十二條 法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画（同項に規定する認定産業復興再生

<p>認定を受けた産業復興再生計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。</p> <p>（法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）</p> <p>第二十五条 法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定重点推進計画（法第八十一条第六項の規定により認定を受けた重点推進計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。</p>	<p>計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。</p>	

別記様式第一を次のように改め、同様式を別記様式第一の一とし、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式 1 の 1 （第 2 条関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

施設管理者の氏名 印

福島避難解除等区域等生活環境整備事業実施の要請について

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条第1項及び第17条の16第1項並びに福島復興再生特別措置法施行規則第2条第1項の規定に基づき、下記の生活環境整備事業の実施を要請します。

記

（事業名）

特定復興再生拠点区域復興再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定避難指示区域市町村の長の氏名

印

福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画について認定を申請します。

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

- 2 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、同法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第17条の2第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定復興再生拠点区域復興再生計画

作成主体の名称：

- 1 特定復興再生拠点区域の区域
- 2 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標
- 3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間
- 4 土地利用に関する基本方針
- 5 産業の復興及び再生に関する事項
- 6 道路その他の公共施設の整備に関する事項

- 7 生活環境の整備に関する事項

- 8 土壌等の除染等の措置（法第17条の2第1項第1号に規定する土壌等の除染等の措置をいう。）、除去土壌の処理（同条第2項第8号に規定する除去土壌の処理をいう。）及び廃棄物の処理（同号に規定する廃棄物の処理をいう。）に関する事項

- 9 その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定避難指示区域市町村の長の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画について下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

3 福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置」の文字を、福島復興再生特別措置法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「福島復興再生特別措置法第17条の3において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。